

意見陳述書

2013年1月29日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告 山崎秀一

(高知県在住：高知県平和運動センター)

私は、高知県から原告として訴訟参加した意味について、中心的に述べることにします。

伊方原発の沖合 6 km には、中央構造線が走っています。政府の地震調査会でも、「佐田岬沖の活断層が動く可能性があり、その際には M8 クラスの地震発生があり得る」と指摘しているように、伊方原発は南海連動地震等の地震の危険性に直面しています。伊方原発の耐震地震動は 570 ガルですが、M8 クラスの地震では、2000 ガルを超える揺れが想定されており、さらに、高知大学岡村教授は 4000 ガル程度の揺れとなり得ることも指摘しています。その際には、地震動そのものによって、制御棒が挿入できない可能性も否定できず、緊急停止機能が働かず、福島原発事故を上回る事故を引き起こす危険性があります。

高知県は、伊方原発から 200 km 以内に県土のほぼすべてが位置し、かつ偏西風の風下にあります。福島原発事故で放出された放射性物質が、福島第 1 原発から 200 km を超す東京や埼玉でも高い線量で検出されたことを考えれば、いったん事故が起これば、高知県全体が深刻な被害を被ることは火を見るより明らかです。さらに詳しく申し上げますと、愛媛県との県境に位置する禰原町は、伊方原発から最も近い地点で 50 km にあります。福島第 1 原発から 30～50 km の飯館村においては、環境省が行った、事故の 8 ヶ月も経った一昨年 11 月からの 3 ヶ月間の計測によってすら、毎時 21.2 マイクロシーベルト（政府が帰還判断の基準としている年間 20 ミリシーベルト・毎時 3.8 マイクロシーベルトの 5.6 倍にあたります）の高線量の放射能汚染を記録し、今なお、村民の 9 割が避難を強いられています。このことを例に挙げるまでもなく、禰原町やその周辺地域における被害はきわめて甚大なものとなり、禰原町と接する地点を源流とする四万十川、仁淀川という全国にも誇る清流は一瞬にして失われることとなります。また、伊方原発に海域を接する土佐湾もまた、数百年にも及ぶ放射能汚染にさらされることとなります。その意味において、高知県民すべてが伊方原発で起こりうる事故の当事者であり、私が原告として参加した理由はここにあります。

高知県では、福島原発事故をうけて、昨年 4 月「原発をなくし、自然エネルギーを推進する高知県民連絡会」を結成しました。この会では、「伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書」決議を県内各自治体議会に採択いただくことに取り組んできました。この意見書は、国の暫定基準の問題点や伊方原発において事故が発生した際

の深刻さ、さらには、政府や電力会社が再稼働の理由として掲げてきた電力不足は生じていない現実を指摘した上で、「伊方原発の再稼働には、何らの正当性もないのであり、国におかれては、伊方原発の再稼働判断を行なうことのないよう強く要請すること」を求めています。すでに県内34市町村中25市町村の議会（慎重判断を求めた高知市も加えれば26）で採択されています。裁判所におかれては、この決議に示されているように大きな不安が高知県民全体に広がっていることを重大に受け止めていただきたいと思います。